

業者各位

財務部調度課

**(重要) 平成 29 年度 建設工事及び建設工事に係る設計業務委託の契約手続き変更のお知らせ**

平成 29・30 年度入札参加資格審査申請の受付にあたり、建設業法施行令の一部が改正されたことなどにより前回の申請から変更があるためお知らせいたします。申請業者各位におかれましては、以下の変更点に注意して申請書類の作成をお願いします。

**1.格付基準表の変更**

特定建設業許可を求める工事及び監理技術者の配置が必要な建設工事等の金額要件が変更したため、本市の格付基準表も変更を行う予定です。現在調整中であり、平成 28 年 12 月 7 日に市ウェブサイト公開いたします。お手数をおかけしますが、ご確認ください。

**2.発注者別評価点の見直しについて**

平成 29・30 年度の定期申請時に提出していただく発注者別評価点の評価対象者を土木、建築、管、電気、舗装、造園の 6 業種だけではなく、全業種に拡大します。また評価項目及び評価点も変更となるためご確認ください。(別紙参照)

評価の対象となる方は、本市に登録する市内業者です。経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(以下「経審通知書」という。)の総合評点(P)に、発注者別評価点の合計を加えた点数を総合点とし、これをもって本市格付基準に基づきランクの格付けを行います。

**3.解体業種の追加**

平成 29 年度より「解体工事」の業種区分を新設いたします。平成 29 年度発注の「解体工事」については本市に「とび・土工」の「解体」または新設される「解体工事」で登録していただいた業者が入札参加可能となります。定期申請の際、解体を希望され「解体工事」の許可を取得された方は「解体工事」での登録をお願いします。

**4.監理技術者・専任技術者配置要件の変更について**

これまで監理技術者配置は発注予定金額 5,000 万円以上、専任技術者は請負金額 2,500 万円以上としてきました。平成 29 年度より監理技術者配置要件は発注予定金額 8,000 万円以上、専任技術者配置要件は請負金額 3,500 万円以上とします。

**5.社会保険等未加入業者の業者登録について**

国等の指針に従い、入札参加の要件として社会保険等の加入を要件とします。経審通知書において「雇用保険加入」「健康保険加入」「厚生年金保険加入」に、一つでも「無」の表記がある場合は「社会保険等未加入業者」となります。「除外」は該当しません。社会保険等未加入業者でも業者登録はしていただけますが、「無」が是正されなければ入札に参加することができません。

また、承認後についても、有効期限切れ等により新たに提出された経審通知書の社会保険(「雇用保険」「健康保険」「厚生年金保険」)加入の有無欄に「無」の表記があれば、入札に参加することはできません。

なお、経審通知書において、上記の社会保険欄が「無」になっている方で、経審通知書発効後に社会保険に加入し、保険料を納めている場合は、①、②の証明書等(複写)を提出してください。

〈経審通知書発効後に保険料を納めている（加入した）場合〉

①.健康保険、厚生年金保険・・・(1)か(2)のいずれか

(1)「直近の標準報酬決定通知書及び直近月の保険料の納入に係る納入証明書」

(2)「健康保険・厚生年金保険適用事業所関係事項確認書に基づく管理簿一覧」

②.雇用保険・・・(1)か(2)のいずれか

(1)「直近の労働保険概算・確定保険料申告書及び申請時点で納期が到来した保険料の納入証書」

(2)「直近の労働保険納入通知書及び申請時点で納期が到来した保険料の納入証明書」

## **6.現場代理人・技術者・建築士等の雇用確認について**

現場代理人・技術者・建築士等の直接的かつ恒常的な雇用確認は、平成 29 年度から入札案件ごとに当該業者に 3 カ月以上の雇用されている実績を確認します。現行の健康保険被保険者証及び雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の複写や、強制被保険者でない場合は誓約書及び、雇用確認書等の提出を求めます。

なお建設工事で登録される市内、準市内業者において入札参加資格審査申請時の営業状況調書の記入にあたっては、雇用期間 3 カ月未満の技術者でも記載してください。

## **7.入札参加資格における待機期間の廃止**

平成 29・30 年度の入札参加資格審査申請時から承認後 1 年間の経過を待たずに入札参加可能となります。但し、当該年度内の希望業種の変更は出来ません。また、入札参加資格審査申請の承認後、年度途中に登録を取り下げる場合は変更届を提出してください。この場合当該年度内の再登録は認められません。

## **8.平成 30 年度のランク付けに伴う提出書類等について（市内・準市内業者）**

前回平成 27、28 年度の入札参加資格審査申請時には、平成 28 年度切り替わる際に行うランク付けのため、提出書類についてハガキにより通知を行っていましたが、今回の申請より、窓口及び市ウェブサイト掲載にてお知らせいたします。

提出書類は下記①、②です。

① 経営規模等評価結果通知書

平成 30 年度のランク付けのため、平成 30 年 2 月 5 日から平成 30 年 3 月 5 日までの間に平成 30 年 4 月 1 日時点で有効である経営規模等評価結果通知書(審査基準日が平成 28 年 9 月 1 日以降のもの)を送付してください。

※過日提出された業者も再度（同様でも）送付してください。

② 発注者別評価点申請書

入札参加資格審査申請時から申請内容に変更が生じ、再度評価点の見直しを希望される方または平成 30 年度新たに申請される方のみ申請書及び関係書類を送付してください。

## 発注者別評価点 評価項目及び評価点

大項目	中項目	小項目	評価内容	評価点	添付書類	
工事内容	工事成績	本市工事施工成績	過去三カ年度における本市発注工事について請負施行した工事成績の平均値に基づき、右記の点数を付与する。ただし複数の施工実績がない場合は0点とする。	83点以上:60点 80点以上83点未満:50点 77点以上80点未満:40点 74点以上77点未満:30点 71点以上74点未満:20点 68点以上71点未満:10点 65点以上68点未満:0点 56点以上65点未満:-30点 56点未満:-50点		
				技術者		監理技術者、主任技術者の雇用人数に応じて加点する。ただし本市第一希望に係る技術者(建設業法第7条第2号イ及びロに該当する実務経験者を除く)を対象とし、専任技術者についても対象とする。
	技術力・施工力	重機・建設機械保有状況	重機・建設機械の保有状況に応じて加点する。(バックホー、高所作業車、ローラ、ダンプカー、発電機など)	2台以上保有:一律10点 1台保有:5点 最大10点	自己所有していることが判る書類(車検証、償却資産種類別計算書の複写等)	
				建設業労働災害防止協会への加入状況	建設業労働災害防止協会への加入に応じて加点する。	10点
	安全対策	COHSMS OHSAS	建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS)評価証又は労働安全衛生マネジメントシステム(OHSAS18001)認証の取得に応じて加点する。	20点	取得を証明する書類	
		表彰受賞	過去五カ年度において公共工事に係る建設工事の功績に関する表彰及び安全対策に関する表彰受賞に応じて加点する。(大阪府優良企業表彰、建災防大会表彰等)	受賞件数×5点 最大20点	表彰状の複写	
	その他(表彰、品質確保)	ISO9001	ISO9001の認証取得に応じて加点する。	20点	取得を証明する書類	
		災害対応	防災活動実績	以下の業者に加点する。 ・本市の防災協定を締結する協同組合及びその組合員 ・東大阪市防火協会に加入する企業	10点(左記の2条件を両方満たす企業も10点)	加入を証明する書類(名簿の複写等)
	社会性	不正行為等	入札参加停止	過去二カ年度において本市指名停止措置を受けたことに応じて付与する。(1カ月に満たない場合は1月として計算)	月数×-5点	
		その他(環境対策、地域貢献)	ISO14001	ISO14001の認証取得に応じて加点する。	10点	取得を証明する書類
地域貢献	まちづくり等の地域に貢献する団体へ加盟する企業に加点する。(管理不全な空き家に係る緊急措置協力業者等)		件数×5点 最大10点	加入を証明する書類(名簿の複写等)		
発注者別評価点の合計(各評価項目の最大値の合算値)				最大200点		